

## 鳴瀬川水系河川整備基本方針（案）の骨子

### 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

#### (1) 流域及び河川の概要

##### (概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域の地質、降雨量
- ・ 奥羽山脈を水源とし上流は急勾配、中下流部は緩勾配となり、大崎平野が広がる

##### (流域の自然環境)

- ・ 上流部は、山間を流れる溪流の様相を呈しており、ヤマメやイワナが生息している
- ・ 中流部は、アユの産卵場があるほか、サケも遡上している
- ・ 下流部は、カモ類、ハクチョウ類の集団越冬地が見られる

##### (歴史的構造物)

- ・ 品井沼干拓事業においては、品井沼の水を直接太平洋へ流すための元禄潜穴や明治潜穴をはじめ、吉田川を品井沼から切り離すための幡谷サイフォンの建設など古くから治水対策を実施
- ・ 鳴瀬川河口付近には、明治時代に東北開発の一環として、一大貿易港として位置づけた野蒜築港の建設と相まって開削された東名運河と北上運河があり、現在は一級河川として管理されている
- ・ 今日、歴史的遺産として見直されてきている

### ( 災害の歴史と治水事業の沿革 )

- ・ 明治43年及び大正2年洪水を契機に、大正6年から宮城県によって一部実施し、大正10年に直轄事業として改修工事に着手
- ・ 戦後まもなく、昭和22年（カスリン台風）、昭和23年（アイオン台風）と大洪水が発生
- ・ 昭和41年に一級河川の指定を受け、従前の計画を踏襲した工事実施基本計画を策定
- ・ 昭和55年に工事実施基本計画を改定
- ・ 昭和61年洪水で吉田川が破堤し、激特事業として築堤および河道掘削を実施
- ・ 水害に強いまちづくりの実現に向け、二線堤等を整備
- ・ 昭和53年6月の宮城県沖地震および平成15年7月の宮城県北部地震により、堤防の法面崩壊、陥没等甚大な被害が発生
- ・ 現在、堤防の拡幅等を集中的に実施

### ( 河川水の利用 )

- ・ 農業用水として約18,500haに及ぶ耕地のかんがいに利用される
- ・ 水道用水として三本木町、小牛田町、鹿島台町、松島町等で利用される
- ・ 発電用水として門沢発電所、漆沢発電所の発電に利用され、仙台北部工業用水としても利用される

### ( 水質 )

- ・ 全川にわたりほぼ環境基準値を満足

### ( 河川の利用 )

- ・ 藩政時代から明治の中期までは舟運が栄えた
- ・ カヌーなどの利用や公園整備等による親水空間を自然体験学習等に利用

## ( 2 ) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### ( 治水、利水、環境の総合的な方針 )

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行なう

### ア . 災害の発生の防止又は軽減

#### ( 流域全体の河川整備の方針 )

- ・ 洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 内水被害の著しい地域については、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

#### ( 河川管理施設の管理、ソフト対策等 )

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 地震防災を図るため、堤防の耐震対策等を講ずる
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の確立等の被害軽減方策
- ・ 本川及び支川の整備にあたっては、新江合川の合流と本川下流部の整備の進捗を十分に踏まえつつ、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備

### イ . 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

#### ( 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 )

- ・ 都市用水等の安定供給や流水の正常な機能の維持のため、水資源開発を行ない、広域的かつ合理的な水利用を促進
- ・ 渇水時の被害を軽減するため、情報提供等の体制の整備と水利使用者および関係機関等との連携を推進

## ウ．河川環境の整備と保全

### （河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・人々との関わりを考慮しつつ、良好な河川景観の保全と多様な動植物が生育・生息する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ
- ・河川環境の整備と保全が適切に行なわれるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

### （動植物の生息地・生育地の保全）

- ・アユ、ウグイなどの産卵場や砂丘性植物等の生育環境の保全

### （良好な景観の維持・形成）

- ・源流の船形連峰や田園地帯などと調和した河川景観の保全

### （人と河川との豊かなふれあいの確保）

- ・鳴瀬川の恵みを生かしつつ、自然とのふれあい、環境学習の場等の整備保全
- ・洪水防御のための先人の治水の歴史と敬水の精神や河川利用の歴史を後世に継承

### （水質）

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質を監視、保全

### （河川敷地の占用及び工作物の設置・管理）

- ・治水・利水・環境との調和を図る

### （モニタリング）

- ・環境に関する情報収集や適切なモニタリングを河川整備や維持管理に反映

### （地域の魅力と活力を引き出す河川管理）

- ・河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

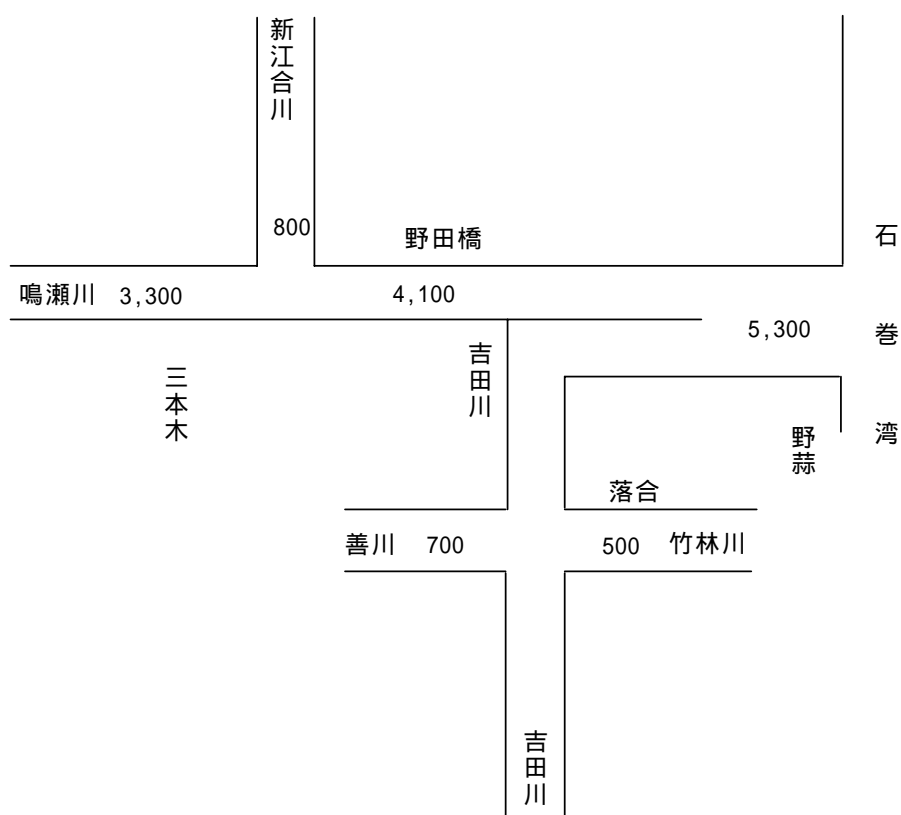
### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

| 河川名 | 基準地点 | 基本高水のピーク流量 | 洪水調節施設による調節流量 | 河道への配分流量 |
|-----|------|------------|---------------|----------|
| 鳴瀬川 | 三本木  | 4,100      | 800           | 3,300    |
| 吉田川 | 落合   | 2,300      | 700           | 1,600    |

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

鳴瀬川計画高水流量図 (単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形にかかる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

| 河川名 | 地点名 | 河口からの距離(km) | 計画高水位<br>T.P(m) | 川幅<br>(m) | 摘要                                  |
|-----|-----|-------------|-----------------|-----------|-------------------------------------|
| 鳴瀬川 | 三本木 | 35.9        | 23.41           | 140       | 計画高潮位<br>T.P.1.60m<br>打上げ高<br>4.61m |
|     | 野田橋 | 24.7        | 16.27           | 240       |                                     |
|     | 野蒜  | 0.6         | 3.10<br>6.21    | 350       |                                     |
| 吉田川 | 落合  | 27.9        | 13.10           | 160       |                                     |

(注) T.P. 東京湾中等潮位  
計画高潮堤防高

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 動植物の保護、流水の清潔の保持を考慮して、鳴瀬川中流堰下流地点において、9月～4月 概ね4m<sup>3</sup>/s、5月～8月 概ね2m<sup>3</sup>/s、吉田川落合地点において、9月～3月 概ね1m<sup>3</sup>/s、4月～8月 概ね1.5m<sup>3</sup>/sとする